

## 別記

第1号様式（第14条関係）

## 環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都府知事	令和3年7月30日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府八幡市八幡園内75番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 八幡市 市長 堀口 文昭

環境マネジメントシステムの名称	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ1）
適用範囲	本庁舎、分庁舎、第二分庁舎及び出先施設（45施設）
導入年月日	2011年 1月 1日
認証番号	KES1-11136
基 本 方 针	平成13年10月に「人と自然が共生する環境にやさしいまち」を望ましい環境像とする「八幡市環境計画」を策定し、翌年4月に市民・事業者・行政が協働する決意の表明として「環境自治体宣言」を行いました。方針として、八幡市は、全ての事務及び事業における環境影響を低減するとともに、環境方針（環境改善への決意）に基づき、環境マネジメントシステムを運用して環境保全に努めます。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	第3次エコオフィス計画では、2013年度（平成25年度）を基準年度とし2030年度（令和12年度）までに市の事務事業から発生する温室効果ガス総排出量を40%削減を最終目標とし、当面の目標として2021年度（令和3年度）までに13%削減することを中間目標として設定しています。温室効果ガス削減目標を達成するため、活動項目ごとに以下のとおり削減目標を設定します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・施設における電気使用量を5%、その他エネルギー（都市ガス等）を13%削減します。</li><li>・公用車の使用による燃料を13%削減します。</li><li>・水道水使用量を3%削減します。</li><li>・廃棄物の排出量を5%削減します。</li></ul> 上記計画の目標達成を推進するため、KES環境マネジメントシステムを運用し、省エネ・省資源の推進、環境啓発活動の実施を重点テーマとした環境改善目標を設定し、目標管理を実施しています。
目標を達成するための取組の内容	別紙「目標を達成するための取組の内容」参照
目標を達成するための取組の進捗状況	令和2年度における第3次エコ・オフィス計画を達成するための取り組みの進捗状況について <ul style="list-style-type: none"><li>・市の事務事業から発生する温室効果ガス総排出量は基準年度（平成25年度）比で23.3 %減少（公用車含む）</li><li>・施設における電気使用量は基準年度（平成25年度）比4.6 %減少</li><li>・施設における都市ガス使用量は基準年度（平成25年度）比30.6%増加</li><li>・公用車の使用による燃料（ガソリン・軽油）は基準年度（平成25年度）比9.2 %増加</li></ul>
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	KES規格に基づいた環境マネジメントシステムマニュアルの環境への取り組み指針である、省エネ・省資源の推進、環境啓発活動の実施に向けた目標を設定し、市全体で取り組んでいます。令和2年度のKESによる審査では、年度初めから、感染症対策に追われましたが、その中で本庁舎及び公共施設と共に感染未然防止などの、環境に影響する活動を続行し、各々成果を出していました。今後の活動及び新庁舎完成に向けての環境負荷低減等で大きな成果が得られていくことを期待いたしますとの「向上」評価をいただきました。
事業活動に係る法令の遵守の状況	KES規格による市環境マネジメントシステムマニュアル（第8版）において、法的及びその他の要求事項を明確に記載し法令遵守する項目及び管理、執行する部局等を明確にして業務を行っています。令和2年度において、審査の範囲内で順法性について問題はありませんでしたとの報告を受けました。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	市環境マネジメントシステムがKESステップ1の要求事項に対して継続的に適切で、妥当かつ有効であることを確実にするため、最高責任者である市長が評価をし見直しを行います。令和2年度の評価は、施設の活動に関連した適切な目標設定をし、幅広く職員や施設の利用者等に目標を達成するための活動が出来ている。 継続して取り組んでいくこと。 との評価をうけ環境管理責任者及び施設管理責任者に周知をはかりました。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。